

## 議案第67号

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年小松島市条例第21号）の一部を別紙のように改正する。

令和4年9月2日提出

小松島市長 中山俊雄

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年小松島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。